

名古屋市開発行為の許可等に関する条例(平成14年名古屋市条例第14号)の改正の概要

改正の内容

○第8条（ワンルーム型住戸の床面積の改定）

共同住宅のワンルーム型住戸の床面積を25平方メートル以下のものから30平方メートル未満のものに改定します。

○第17条（市街化調整区域内の開発行為等の基準の改正）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第12号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の9において、条例に定める開発が可能な区域から、原則、以下の区域を除外することとなったため、本条例に定める開発が可能な区域から以下の区域を除外します。

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の災害危険区域
- 2 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域
- 3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- 4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域
- 5 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域
- 6 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水(同法第2条第1項の雨水出水をいう。)又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- 7 都市計画法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域

○第18条（優良宅地認定申請の審査手数料に関する規定の削除）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の優良宅地認定に関する規定が一部削除されることとなったため、本条例の優良宅地認定申請の審査手数料に関する規定から租税特別措置法の一部削除される規定に関する箇所を削除します。

施行日 令和4年4月1日